

令和3年11月26日

医療機関の長 様

大阪市新型コロナウイルスワクチン接種推進監

新型コロナウイルスワクチン3回目接種（追加接種）に係る  
接種間隔と接種券の送付について

平素は、本市の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、貴院のご尽力により、円滑に市民への接種が進んでおりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、令和3年11月15日に国のワクチン分科会にて「2回目接種から3回目接種までの間隔を原則8か月後とする一方で、自治体の判断で6か月後からの接種も認める」とされましたが、令和3年11月17日の自治体説明会において、「地域の感染状況、クラスターの発生状況、ワクチンの残余の状況を踏まえ、6か月後から接種した場合であっても予防接種法に基づく接種として扱うこととするが、これは決して接種間隔を前倒ししたものではなく、原則、8か月以上とする方針に変更はない」旨の見解が示されたところです。

つきましては、本市においても次のとおり取り扱うことといたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、特例臨時接種の期間につきまして、令和4年9月30日まで延長することが示されております。引き続き、本市新型コロナウイルスワクチン個別接種事業へのご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 3回目接種（追加接種）について

- ① 接種対象者は、2回目接種（初回接種）完了後、8か月以上経過した18歳以上の市民の方です。
- ② **令和3年12月1日から3回目接種（追加接種）を開始してください。**
- ③ 接種券等は、11月26日（金）から順次、接種対象者あて発送を予定しております。なお、令和3年5月以降に2回目接種（初回接種）を完了した方の接種券等の発送日については詳細が決まり次第、本市ホームページ等でお知らせいたします。
- ④ 国からのワクチンの供給については、2回目接種完了から8か月経過した方の人数を基に配られることとなっております。各医療機関におかれましては、予約数を見

込んだ上でワクチンを発注いただくなど、可能な限りワクチンロスを防ぐよう、引き続きご協力をお願いいたします。

2 初回接種（1回目、2回目接種）の対応について

感染拡大防止及び重症化予防の観点から、1回目、2回目の接種が完了していない市民への接種機会の提供の継続につきましては、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

3 その他

「新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種実施の手引き」は、後日各医療機関に送付いたしますが、新着情報は本市ホームページにてご確認をお願いいたします。

（ 大阪市保健所  
感染症対策課（ワクチン接種等調整チーム）  
電話：06-6647-0813 FAX：06-6786-8003 ）

# 発送物(予定)



(参考)封筒

## 新型コロナウイルスワクチン接種の予診票 (追加接種用) 【接種券一体型予診票】

## 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証 (臨時接種)

令和3年11・12月送付分

令和4年1月以降送付分

## 追加接種(3回目接種)のお知らせ 新型コロナウイルスワクチン予防接種について の説明書

【表】

【裏】

※令和4年1月以降送付分には、追加接種可能日を記載する予定です。